

令和6年10月

法務大臣
牧原 秀 樹 殿

全国市長会

戸籍への氏名の振り仮名記載対応について

本会において、別添のとおり要望いたしますので、その実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〈照会先〉
全国市長会
行政部 03-3262-2310

戸籍への氏名の振り仮名記載対応について

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、同月9日に公布された。

同改正法に基づき、都市自治体は、令和7年5月26日の施行日以降、戸籍に氏名の振り仮名を記載することとなり、その記載に当たっては、全ての国民に対する仮の振り仮名の通知や届出受付など、短期間に多くの新たな業務が発生する。

特に、国民からの多くの問合せや相談が想定される中、国は、全国共通のコールセンターを設置することとしているが、個人情報を含む問合せは自治体の窓口で対応せざるを得ない状況が想定され、これらの問合せや届出受付等の新たな業務に効率的・安定的に対応するためには、人員確保や事務委託等の体制整備が不可欠となってくる。

今般、国の説明会において、対応に係る業務概要、スケジュール及び補助金等について示されたが、業務内容が不明確であることや補助金の補助対象が通知書に係る印刷費・郵送費に限られることにより、都市自治体にとって過度な負担となることを懸念する声が出ている。

については、国民に混乱なく、都市自治体が円滑に対応を行えるよう、下記の事項について、必要な措置を講じること。

記

1. 施行日以降、施行日時点に在籍する全ての国民に対し仮の振り仮名を通知することとなるが、通知を受けた国民が混乱することのないよう、国の責任において、改正法の主旨や振り仮名の届出に係る周知を行うこと。
2. 戸籍への氏名の振り仮名記載対応の実施に当たっては、仮の振り仮名の取得や通知、振り仮名の届出受付、戸籍への記載及び市町村長記録など、多くの新たな業務が発生することから、都市自治体が円滑に対応を行えるよう、業務の負担軽減を図るとともに、具体的な内容を早期に示すこと。
3. 戸籍への氏名の振り仮名記載に係る事業においては、仮の振り仮名の確認や相談、届出受付など様々な業務が見込まれ、その効率的・安定的な実施の

ためには、自治体における人員確保やコールセンター・専用窓口設置等の事務委託が必要なことから、システム改修経費や通知書に係る印刷費・郵送費だけでなく、当該事業に係る経費について、都市自治体の規模や在籍者数等の実情を踏まえ、必要な経費は国の責任において全額負担すること。あわせて、円滑に事務を執行できるよう、補助金の交付決定時期を前倒しすること。

令和6年10月3日

全国市長会